

農業農村整備事業の概要等

令和 5 年 5 月

農林水産省 近畿農政局 農村振興部

目次

1. 農業農村整備事業等の概要

- ・ 近畿農政局管内位置図と農村振興部関係の組織
- ・ 農業農村整備事業とは

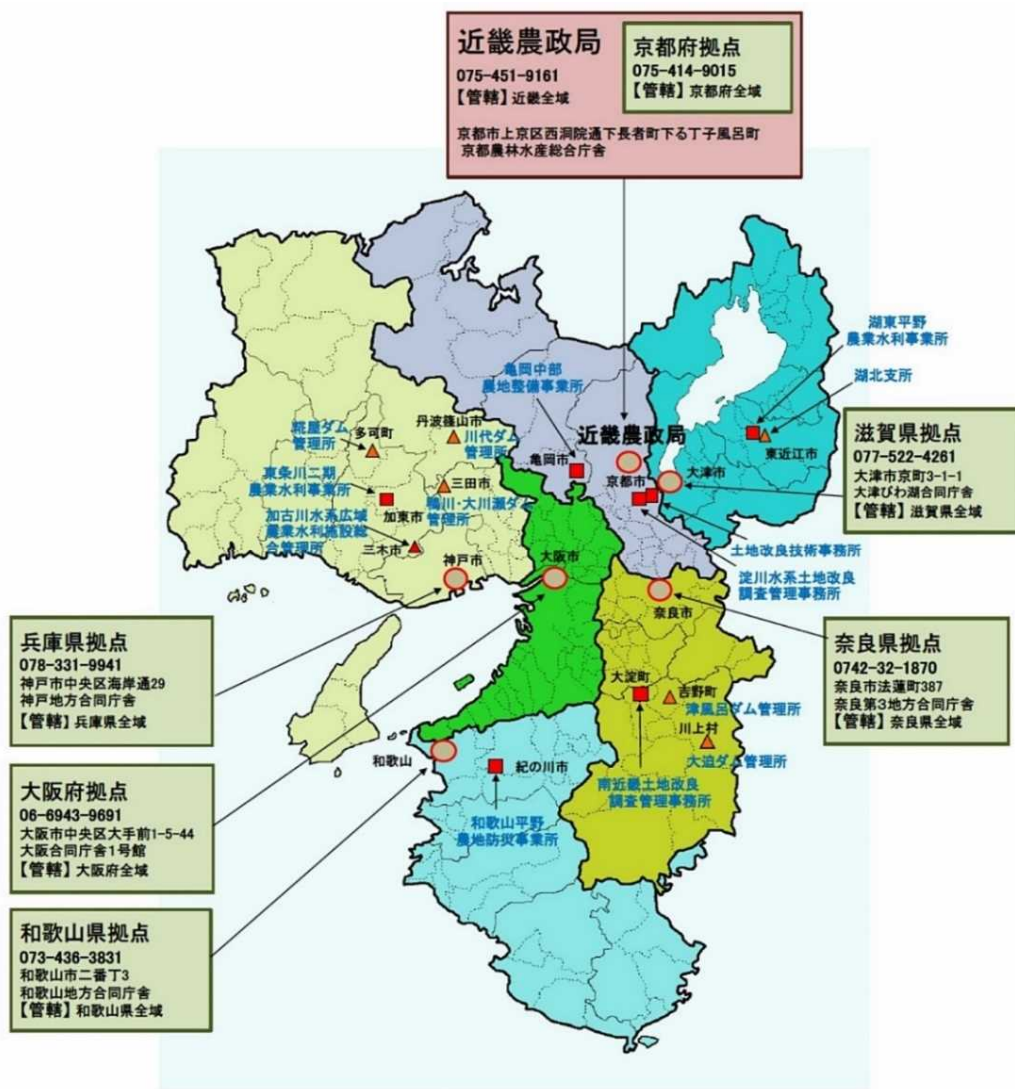
2. 農村振興行政系の紹介

- ・ 農村振興行政系とは
- ・ 用地系の仕事（用地業務・財産管理業務）とは
- ・ 管理系の仕事（土地改良管理業務）とは
- ・ 土地改良管理業務のメリット、やりがい
- ・ 農村振興行政系キャリアパスモデル

近畿農政局管内機関位置図と農村振興部関係の組織

近畿農政局管内機関位置図

(令和5年4月1日現在)



農村振興部では、農業農村整備事業(国営土地改良事業等)の実施、土地・水などの有効利用と農業農村の整備のための調査・計画や、活力あるむらづくりの推進などを行っています。

令和5年4月

近畿農政局(京都府京都市)

農村振興部

- 設計課
- 農村計画課
- 都市農村交流課
- 土地改良管理課
- 農村環境課
- 事業計画課
- 用地課
- 水利整備課
- 農地整備課
- 地域整備課
- 防災課

土地改良技術事務所(京都府京都市)

土地改良調査管理事務所

淀川水系土地改良調査管理事務所
(京都府京都市)

- ・加古川水系広域農業水利施設総合管理所
(兵庫県三木市)
- ・川代ダム管理所 (兵庫県篠山市)
- ・鴨川・大川瀬ダム管理所 (兵庫県三田市)
- ・靴屋ダム管理所 (兵庫県多可郡)

南近畿土地改良調査管理事務所
(奈良県吉野郡)

- ・大迫ダム管理所 (奈良県吉野郡)
- ・津風呂ダム管理所 (奈良県吉野郡)

国営事業所

湖東平野農業水利事業所
(滋賀県東近江市)

- ・湖北支所 (滋賀県東近江市)

東条川二期農業水利事業所
(兵庫県加東市)

亀岡中部農地整備事業所
(京都府亀岡市)

和歌山平野農地防災事業所
(和歌山県紀の川市)

農業農村整備事業とは ①

○農業農村整備事業とは

水と土を相手に、自然との共生を図りながら営まれている農業を支援するため、水田に必要な農業用水を確保するための**ダムや堰の建設**、営農条件を改善するための**水田、畑の整備**、農産物などを運搬するための**農業用道路の整備**、**農村の環境整備**などを行っている事業の総称です。



ダム



ため池



排水機

河川や海面より低い農地内の水を排水ポンプ場で汲み上げて排水



頭首工

頭首工を整備することにより、河川からの農業用水を安定的に取水



ほ場整備



用水路

ダムや頭首工から取水した農業用水を下流の受益地まで配水



農道



畑地かんがい

農業農村整備事業とは ②

○ 農業農村整備事業は農地整備、農業水利、農地防災、農村整備で構成

	事業内容（規模により国営、県営、市町村・土地改良区営）	課題
1 農地整備事業	○ 農地の大区画化・汎用化、畑地かんがい施設の整備 	○ 狭小・不整形の農地は作業効率が悪く、担い手農家も敬遠 ○ 大区画化・汎用化により生産コストの大幅削減と収量の増大
2 農業水利事業	○ 農業水利施設（ダム、堰、水路、機場等）の整備 	○ 基幹的水利施設※の3割が耐用年数を超過 ○ 点検・補修による長寿命化の推進 ※受益面積100ha以上の農業水利施設
3 農地防災事業	○ 農地の湛水防止、ため池の改修、地すべり対策等 	○ 集中豪雨の多発化 ○ 全国に約16万箇所あるため池の約7割が江戸時代以前に築造されており、豪雨や地震に対して脆弱
4 農村整備事業	○ 農業集落排水施設、農道、情報通信環境等の整備 	○ 農村インフラは老朽化が進行、自然災害に脆弱 ○ 再編・強靱化や管理の省力化が必要

1 農地整備事業

○ 農業生産性を向上させるため、水田の大区画化・汎用化や畑地の整備を行い、農地を担い手に集積・集約化

水田整備のイメージ



大区画化された水田



水稻

タマネギ

汎用田で作付けされた野菜

畑地整備のイメージ



スプリンクラーによる散水



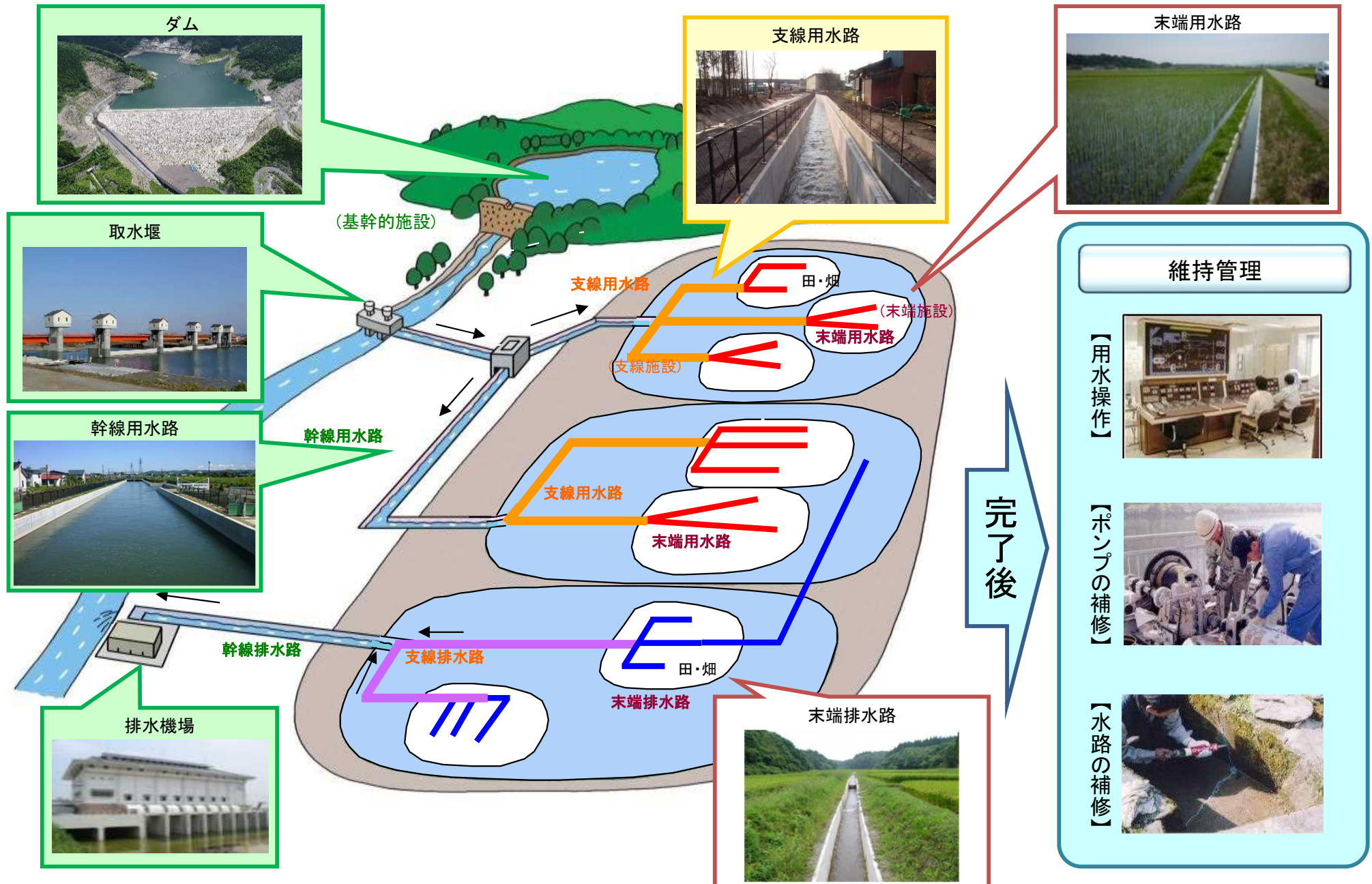
多孔管方式による散水



傾斜の緩和と区画整理

2 農業水利事業

- 農業用水の安定供給と農地の排水改良を図るため、ダム、取水堰、用排水路、用排水機場等を整備
- 施設の規模等に応じて、国、県、市町村、土地改良区（農家団体）が分担して整備・管理



3 農地防災事業

○ 農地・農業水利施設等の災害を未然に防止するため、ため池の防災・減災対策、農村地域の湛水防止対策等を実施

ため池の整備

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図る。



整備前のため池



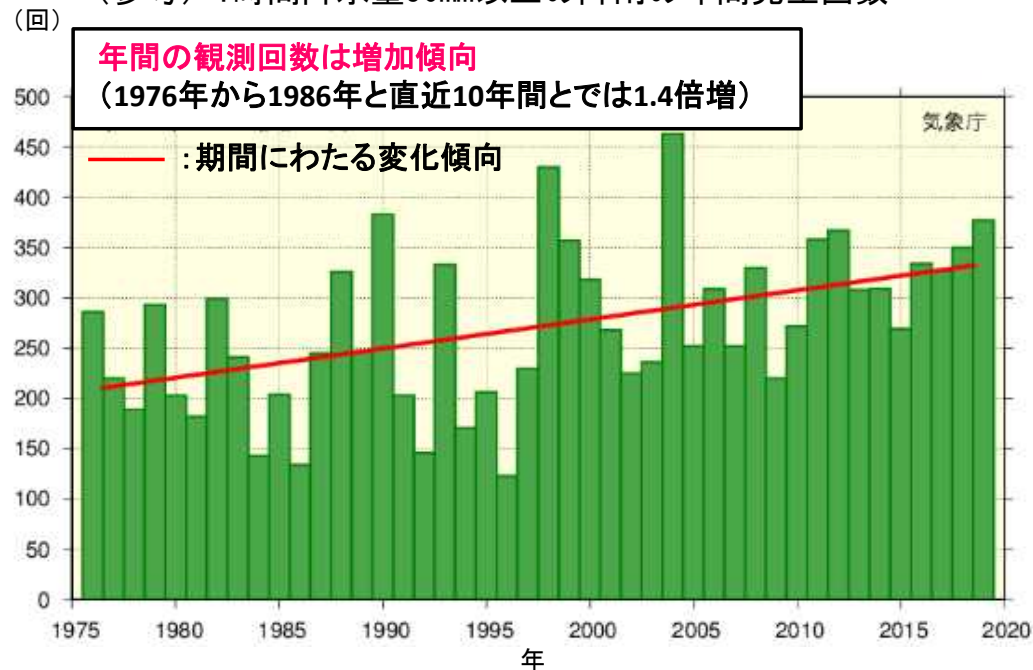
劣化状況評価等



整備後のため池

○ 豪雨災害が頻発化・激甚化し、大規模地震のリスクが高まっているため、ため池の改修や農村地域の湛水防止対策等を加速して推進

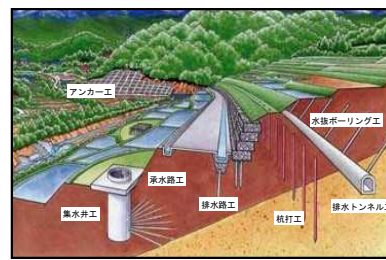
(参考) 1時間降水量50mm以上の降雨の年間発生回数



地すべりの防止



地すべりの発生



地すべり防止対策工法イメージ図



地すべり対策工事の完了

農村地域の湛水防止

流域開発等によって、雨水の流出状況に変化が生じ、湛水被害が頻発している地域において、排水施設を整備することにより、農用地の被害を防止するとともに、宅地等の浸水も防止。



台風による農地の湛水状況



排水機場の整備



排水路の整備

4 農村整備事業

- 農村地域の生活を支える集落排水施設や農道等の再編・強靱化、情報通信環境の整備など、農村に人が安心して住み続けられる条件を整備



農村振興行政系の紹介

農村振興行政系とは

- 近畿農政局農村振興部(土地改良管理課、用地課等)に採用され、業務を行う職員です。
- 農村振興行政系には、用地系と管理系があり、それぞれの業務内容、キャリアパス等は以下のとおりです。(9ページ～14ページ参照。)
- 農村振興行政系職員として各課に配属後は、一般行政研修のほか、専門研修、OJTなどにより、1～2年間基礎的な事項を習得した後、より農家・農業に近い現場を経験するために、管内事業(務)所等へ異動していただきます。
- 2～3年周期で何箇所か異動後、本人の適正、経験、希望等を勘案の上、本省(霞ヶ関)、地方農政局などへ異動し、キャリアを積んでいただきます。

土地改良管理課、用地課について

- 土地改良管理課
土地改良法に基づく「土地改良事業の実施手続」、「土地改良団体の指導・監督」等を行っています。
(12～13ページ参照。)
- 用地課
公共用地を造成するための土地の買収、支障となる建物等の移転、工事に必要となる土地の借地などを行っています。(9～11ページ参照。)

用地系の仕事（用地業務、財産管理業務）とは①

- 公共事業を行うためには、施設を作るための土地を買ったり、工事用地を借りたりする必要。

→ 用地の仕事

- 完成した公共施設を維持・管理する必要。

→ 財産管理の仕事



主な用地の仕事

（１）土地を買う

公共施設を作るための土地を買う。

（そのために、土地の所有者を調べたり、土地の測量業務を発注したり、土地の価格を算定したりします。）

（２）建物や物件を移転する

公共施設の建設予定地に建物やその他の物件などがある場合は移転（補償）を行う。

（そのために、建物等の所有者を調べたり、移転に必要な費用を算定したりします。）

（３）工事用地を借りる

工事のために一時的に必要となる土地を借りる。

（そのために、土地の所有者・耕作者を調べたり、作物の補償金や借地料を算定したりします。）

主な財産管理の仕事

（１）施設を管理する

台帳や図面などを整理した上で、施設を土地改良区等に委託して管理してもらうための手続きを行う。

（２）他者の土地等を使用する

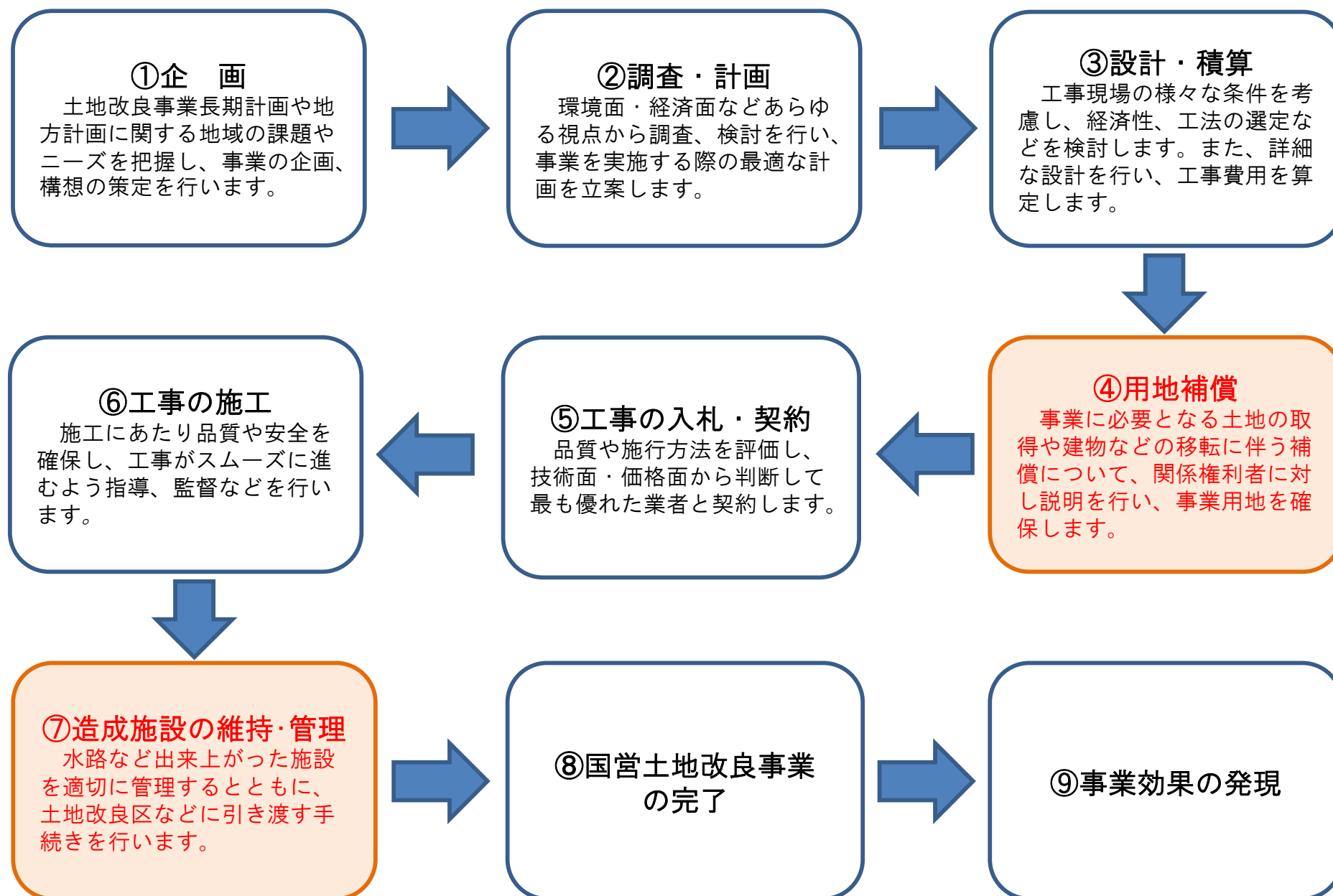
農林水産省の水路などの施設が河川敷地や国道・県道敷地などを横断等している場合は占用手続きを行う。

（３）他者に土地等の使用を許可する

他者が農林水産省の水路施設やその土地等を使用する場合に、要件に合致しているかを確認し、許可を行う。

用地系の仕事（用地業務、財産管理業務）とは②

国営土地改良事業の流れ



用地系の仕事（用地業務、財産管理業務）とは③



関係権利者

- ◇地元説明会の開催
- ◇補償内容の説明



デスクワーク

- ◇用地調査業務の発注
- ◇受注業者との打合せ
- ◇調査表の作成・チェック
- ◇土地評価・補償額の算定
- ◇関係権利者へのアポ取り
- ◇台帳整理

用地業務 財産管理業務

関係機関

- ◇関係権利者調査（戸籍簿、住民票）
- ◇登記簿等調査（法務局）
- ◇税金関係手続き（税務署）
- ◇予定管理者（市町村、改良区等）との調整



現場

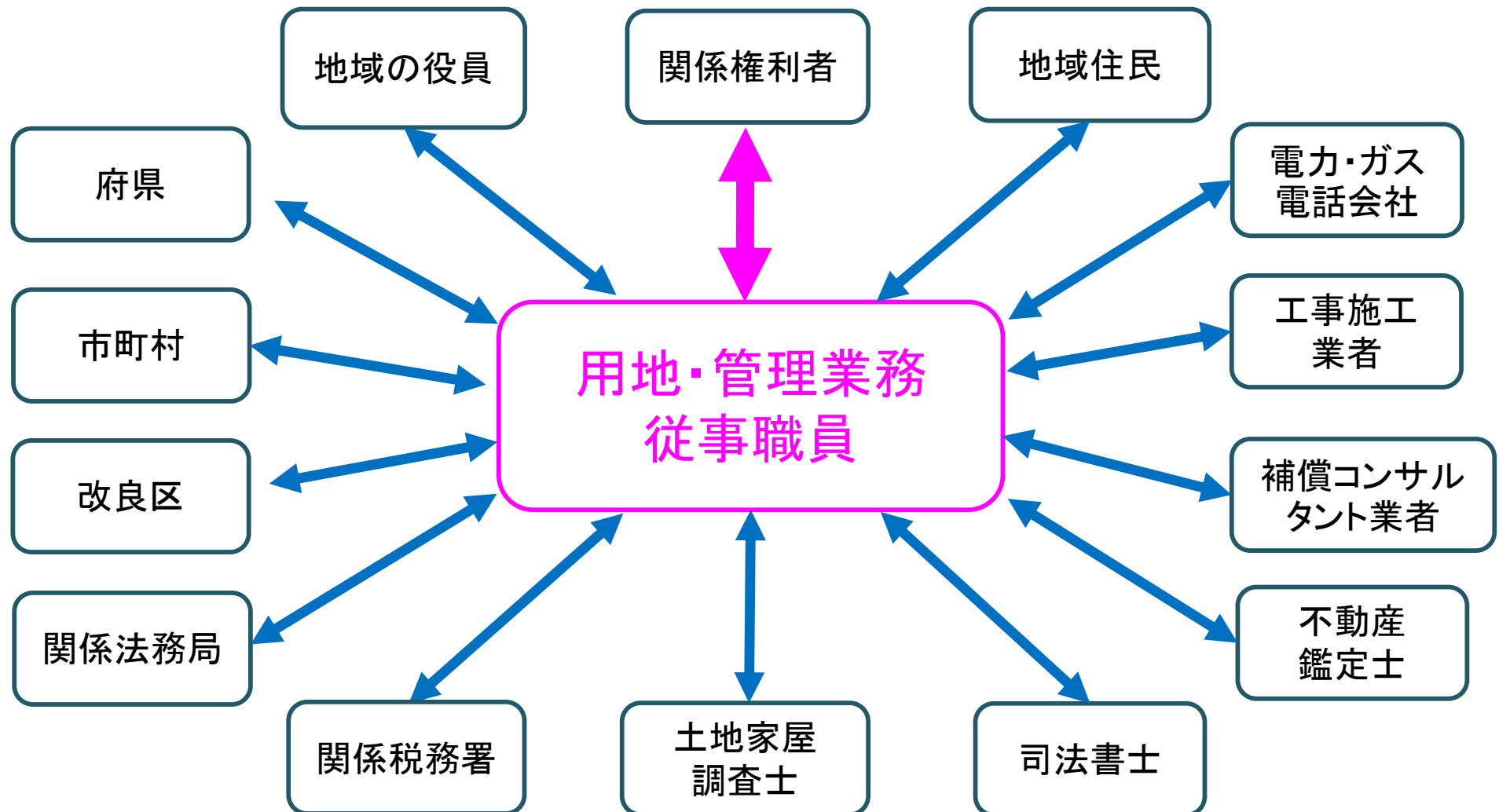
- ◇工事現場の確認
- ◇境界立会
- ◇補償物件の調査
- ◇用地調査等業務の監督 等



用地系の仕事（用地業務、財産管理業務）とは④

- 用地業務、財産管理業務は、デスクワークにとどまらず、関係権利者への説明、現場における業務、関係機関での調査・調整など様々な業務を行います。

このため、業務において各種法規を取り扱う機会が多く、不動産登記、相続、土地評価、測量など日常生活でも役立つ様々な知識を身につけることができます。



管理系の仕事(土地改良管理業務)とは

- 農村振興行政部門には、土地改良事業の実施手続、事業を行う土地改良区(農業者の団体)の設立、運営などを定めた「土地改良法」に基づき、制度の運用や関係団体の指導・監督などの業務(土地改良管理業務)を行う部署があります。

主な土地改良管理業務の仕事

(1) 国が行う土地改良事業の手続

- ・国が行う土地改良事業を開始、変更するために必要となる土地改良法に定められた手続(知事との協議等)を行う。

(2) 土地改良区の指導・監督

- ・農地の整備や農業用水の管理を通して、地域資源の保全管理を担う土地改良区の運営基盤の強化や指導・監督を各県の担当者と連携して行う。

(3) 農地の集団化を図る指導・助言

- ・優良農地を確保するための農地の集団化や、担い手農家への農地の集積・集約化を図るための指導・助言を行う。



土地改良管理業務のやりがい、メリット

- 土地改良管理業務に従事することにより、制度の仕組みや関係法令の理解を深められるとともに、地方公共団体や土地改良区などの多様な関係者と仕事をする機会があり、幅広い知識と経験が得られます。

土地改良管理業務のやりがい

○国営事業のような大規模公共事業のプロジェクトにおいて、法律に定められた手続を行うことで携わり、事業の推進に寄与することは、大きな責任感や達成感を得られます。

○工事を実施する農業土木部署や農地法を所掌する部署などとの仕事上のつながりも深く、幅広い部署の担当者と仕事ができます。

○地方公共団体や土地改良区など、異なる組織の多様な関係者と連携しながら、農業・農村の振興に携わることができます。



土地改良管理業務に携わるメリット

○土地改良法制度に精通するとともに、民法、農地法、税法、国有財産法、河川法、道路法などの関係法令を学べます。

○地方公共団体や土地改良区など、多様な関係者と仕事をする機会があり、幅広い経験が得られます。



○得られた知識や経験は、行政部門や用地業務の部署でも役立ちます。

○本人の意向によっては、本省（霞ヶ関）で土地改良法制度の企画・立案や国会対応、予算要求等に携わることができます。

農村振興行政系キャリアパスモデル

《 用 地 系 》

管理職



課長補佐・専門官



係 長



管内事業(務)所 係員
(本省、本局 係員あり)
(4年目以降)



管内事業(務)所 係員
(2年目～3年目)



本局農村振興部 係員
(1年目)

庶務・経理を経験
していただく場合も
あります。

本省の場合：用地補償
に係る制度・通知の改正
等の実務。

事業(務)所で行う用地
補償・財産管理業務の補
助を行い、業務の実践を
学ぶ。

用地補償・財産管理業
務の意義・役割や基礎的
な知識を習得。

《 管 理 系 》

管理職



課長補佐・専門官



係 長



本省、本局 係員
(管内事業(務)所 係員あり)
(3年目以降)



本局農村振興部 係員
(1～2年目)

本省の場合：土地改良法
制度、通知の改正、国営事業
の法手続き等。
事業(務)所：用地補償・管
理業務の補助。

土地改良法制度、国営事
業の開始・変更に係る法手
続き、団体指導等の基礎的
知識の習得。